10　５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例

－目　次－

協定農用地の適正な管理・保全活動の実施（北海道留萌市留萌）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
協定者全員で実践　農地の保全活動（山形県尾花沢市丹生小取沢）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
イノシシ被害防止と景観形成への取組（茨城県桜川市門毛大内）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
棚田等の資源を活用し、地域を活性化（石川県七尾市八田町）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
集落ぐるみの環境整備（愛知県岡崎市大山）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
農地保全活動の取組み（大阪府太子町山田）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
農道拡幅及び舗装と鳥獣害防護柵設置の取組（和歌山県上富田町田熊）　・・・・・・・・・・・・13
集落を基盤とした生産組織による農地保全の取組み（和歌山県紀の川市名手上東）　・・15
集落農業の継続と優良農地の確保（和歌山県田辺市田辺市仮屋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
身の丈にあった活動で集落の現状維持を（島根県美郷町村之郷２）　・・・・・・・・・・・・・・・・19
超高齢化集落における取組（島根県江津市後山）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
集落内で農作業ヘルパー制度の確立を目指す（岡山県新見市赤谷）　・・・・・・・・・・・・・・・・23
交付金を活用して集落単独で農道舗装！（愛媛県久万高原町槙ノ川）　・・・・・・・・・・・・・・25
交付金でイノシシＳＴＯＰ（愛媛県砥部町万年５）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
イノシシ捕獲の推進（愛媛県伊方町大佐田）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
農地を守るためにできること！（愛媛県上島町二叉）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○協定農用地の適正な管理・保全活動の実施

１．集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">北海道留萌市（るもいし）　留萌（るもい）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
202.5ha</td><td>田（100%）</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>米</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">交付金額
1,399万円</td><td colspan="3">個人配分</td><td>36%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共同取組活動
（64%）</td><td colspan="2">農業生産活動等</td><td>63%</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>1%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　41人、農業生産法人　1、その他　2</td></tr>
</table>

２．集落マスタープランの概要

集落における農業者の高齢化と過疎化の対策として、地域連携型の農業生産法人による農地の集積と農作業受託の整備がされたものの、経営面積が小規模又は高齢の農業者においては、農業経営の悪化・将来の先行きに対する懸念等もあり農業離れが深刻な問題となっている。

そのため、この問題に向けた取り組みを行い地域の活性化を図るとともに、近年増加傾向にあるエゾシカ等による農作物被害から農用地を守り、安定的な農業生産活動を行える環境を整えることを目標とする。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- **耕作放棄されそうな農用地の利用権の設定、作業委託**
  - 個別対応
- **柵、ネット等の設置等による鳥獣害防止対策**
  - 共同取組活動
- **産地直売による地産地消活動の推進**
  - 共同取組活動
- **作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備**
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- **景観作物の作付け（ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ他、1.6ha）**
  - 共同取組活動
- **水路の清掃及び草刈り（年２回及び随時）**
  - 共同取組活動
- **農道の草刈り（年２回及び随時）**
  - 共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

当集落においては、各地区の高齢化や担い手不足が進む中、地区単位で共同取組活動を行うよりも、各地区において作業受委託を行っている地域連携型農業生産法人を活用し、地区の枠を越え市内全域を対象として協定を締結し共同取組活動を行うことにより耕作放棄地の発生を防止するとともに、既存農用地の適正な維持管理を行うことを目指している。

具体的には、耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第３セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行っている。また、農地法面の崩壊を防止するため、定期的な見回りを実施している。農道・水路については清掃及び草刈りを行い、必要があれば簡易補修を行う。新たな対策では、地域内農用地の有効利用を図るため、作業道の設置や排水改良等の簡易な基盤整備を行うことを予定している。

また、農業者が地産地消の一環としての産地直売の活動等を通じ地域の活性化を目指すため地産直売所の設置を検討している。具体的な計画については、現在、地区の農業者が中心となって２箇所で直売所の運営を行っているが、１年目に既存の直売所と新た設置する直売所を含めた管理・運営体制作りを行い。２年目に産地直売所の設置を行い販売活動を開始する。３年目以降については産地直売の運営の見直し及び活動の充実を図ることにより目標の達成を目指す。

その他、近年エゾシカ等による水稲等への被害が増加傾向にあることから、鹿柵等の設置が必要な場所の把握及び選定等を経て、設置していくことを検討している。具体的な計画については、１年目にエゾシカ等による被害の現状把握及び防止方法の検討を行い、２年目にモデル地区を選定し鹿進入防止柵等の設置を行い、農作物に対する被害の防止効果等を分析し必要に応じエゾシカ等による被害の防止方法について再検討を行う。３年目については、前年度に実施したモデル地区の状況を踏まえ、鹿進入防止柵等の設置支援を行い、４年目以降はエゾシカ等による農作物食害の被害対策に向けた活動の充実を図ることにより目標の達成を目指す。

協定農用地法面の管理活動

[平成21年度までの取組目標]
○ 現在２箇所の産地直売を新たに１箇所設置し、３箇所体制で地産直売所の活動を行う。
○ エゾシカ等による農作物被害を防止するため、鹿柵等の設置を行う。（５箇所[5,000m]）

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○協定者全員で実践　農地の保全活動

１．集落協定の概要

市町村･協定名	山形県尾花沢市（おばなざわし）　丹生小取沢（にゅうおとりさわ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
2.7ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分			50 %
45万円	共同取組活動（50%）	担当者活動経費		5 %
		水路・農道等の維持管理費		30 %
		多面的機能増進活動費		15 %
協定参加者	農業者 5人			

２．集落マスタープランの概要

尾花沢市中心部より北東へ５㎞、丹生集落より北東に１．５㎞ほど行ったところにある沢田が協定農用地となっている。当協定は農地、水路、農道、周辺林地等の保全に力を入れて取り組んでおり、特に災害復旧には全員で対応できるよう意識の統一を図っている。高齢化が進む中、山から流れ出るきれいな沢水で作ったおいしい米を残したいとの思いから、耕作放棄されそうな田については保全を行いつつ、集落内の担い手に農地が集積されるよう作業委託等を検討し、次世代に農地を引き継ぐ取り組みを展開する。

＜集落協定図＞

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2.7ha）
  - 個別対応
- 農地法面の定期的な点検（随時）
  - 共同取組活動
- 水路・作業道の管理
  - ・水路1㎞
    - 清掃（年1回）、
    - 草刈り（年2回）、
    - 見回り（降雨後適宜）
  - ・道路1㎞、
    - 簡易補修（年1回）
    - 草刈り（年2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約1ha、年1回）
  - 共同取組活動

↕

○協定農用地内に耕作放棄地が発生しそうな場合、集落内の担い手へ作業委託等されるよう検討を進めていく。

＜農道の草刈り作業の様子＞　　＜水路の補修作業の様子＞

３．取り組むべき事項の活動内容

耕作放棄地を発生させないように、農道、路肩への砂利敷き（毎年７月）や、農道、水路、法面の草刈り（毎年７、９月)、水路清掃（毎年５月）を行い、次の世代が農業を続けられる最低限の環境整備を行う。

また、周辺林地についても農道や農地に草木が被さってこないよう下草刈りを毎年７月に行い、倒木で農道が不通になった場合や、水害の際は協定参加者全員で復旧にあたる。

もし、耕作者がリタイアしそうなときは、家族を含めた検討会を行い、集落内の担い手に利用権の設定を視野に入れた作業委託を進める。

[平成21年度まで取り組む目標]

○ 農業生産活動等

農道：路肩への砂利敷き（毎年７月　延長300m）

農道、水路、法面の草刈り（毎年７、９月）

水路清掃（毎年５月）

○ 多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り（毎年７月　約１ha）

○ 水害時の共同作業（協定参加者全員対応）

○ 担い手への作業委託の実践（利用権の設定等）

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○イノシシ被害防止と景観形成への取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	茨城県桜川市（さくらがわし）　門毛大内（かどけおおうち）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
2.7ha	水稲			
交付金額	個人配分			50%
46.7万円	共同取組活動（50%）	鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管理活動		50%
協定参加者	農業者　7人			

２．集落マスタープランの概要

(1)集落の将来像

・農用地を維持していく為に、集落営農組織の構築、また、新規就農者等を活用し継続的な体制整備を図る。

(2) ５年間の活動目標

・耕作放棄されそうな農用地については、集落の内外の担い手農家や第三セクター等による利用権設定等を行う。

・多面的機能の増進を図るため、協定農地周辺林地の下草刈りや、景観形成作物(コスモスなど）の作付けを実施する。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2.7ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・6月、8月　水路清掃、草刈
  ・台風等の降雨後に見回り／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（随時実施）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（状況に応じて実施）／共同取組活動
- 景観作物作付け（コスモスの作付け）／共同取組活動

農業生産活動の体制整備

- 耕作放棄されそうな農用地については、集落の内外の担い手農家や第三セクター等による利用権設定等を行う。／共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

門毛大内集落は山間部に位置しており、イノシシ等有害鳥獣による被害が出ている地域であり、また担い手が不足している状況で耕作放棄の発生が懸念されていた。そのような状況において、継続的に農用地の維持管理を図るため隣接する農業者で話し合いを行い中山間地域等直接支払制度を実施することとなった。

現在行っている取組としては、協定締結者による農用地の維持管理、景観作物の作付けを行っている。今後の活動として、イノシシ等有害鳥獣による被害を防止するために柵等を設けることとしている。

○農用地等保全マップ
- 対象農用地の山側にイノシシ防止の柵を設置する。
- 景観作物（コスモス）を継続的に作付けする。
- 草刈、水路管理等は共同で行う。

景観作物（コスモス）が咲いている状況

共同取組活動の草刈を行っている状況

[平成21年度までの取組目標]
- ○ 集落協定内の連携の活発化
- ○ 有害鳥獣による被害軽減のために柵等を設置
- ○ 担い手の確保（１名以上）
- ○ 景観作物（コスモス）の作付け継続（10ａ以上）

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○棚田等の資源を活用し、地域を活性化

１．集落協定の概要

市町村･協定名	石川県七尾市八田町（ななおしはったまち）　八田町（はったまち）			
協定面積 15.9ha	田（100%） 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 267万円	個人配分			20%
	共同取組活動（80%）	役員手当て、会議費		5%
		水路・農道の維持管理		33%
		農地周辺草刈、機械借り上げ代		27%
		集落座談会、優良事例視察　等		15%
協定参加者	農業者40人、その他（八田町会）1組織			

２．集落マスタープランの概要

（１）集落における将来像

集落座談会を創設し、集落内での話し合いを活発化させ、耕作放棄地の防止策の検討を行う。農業機械の借り上げ（中古機械の活用）、担い手への作業受託等の斡旋、農作業の共同化を促進する。

（２）５年間での活動目標

ア　耕作放棄地の防止等を共同で実施（H17～：集落座談会の創設、八田味噌づくりの実施、小学校と連携した稲作体験学習の実施）

イ　水路・農道の管理作業等の実施（H18,19：清掃、草刈り、補修工事）

ウ　多面的機能増進活動の実施（H17～：棚田周辺の草刈り）

エ　八田町営農組合の組織化に向けた検討（H20～：集落への意向確認、組織の設立準備等）

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田15.9ha）
  - 個別対応
- 水路の維持・管理
  ・水路 清掃（3､5､7､9月）
  - 共同取組活動
- 水路・農道等の補修・改良
  ・農道整備 150m
  ・用水路 U型溝伏せかえ
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（随時）
  - 共同取組活動
- 景観作物等の作付け
  ・桜の若木植樹、管理（管理年３回以上）
  - 共同取組活動
- 協定外農地の保全管理（年２回随時）
  - 共同取組活動

その他特徴的な取組

- 地場産農産物等の加工・販売
  ・八田味噌の商品開発
  現在400kg → 目標600kg
  - 共同取組活動
- 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
  ・体験学習(田植、刈取、餅つき)の実施
  ・ｶﾌﾞﾄﾑｼの幼虫管理　等
  - 共同取組活動
- 地域住民等との交流促進
  ・棚田ﾏｯﾌﾟを活用した棚田ｳｫｰｸの開催
  ・民話の舞台（蛇池）までの林道を散策ｺｰｽとして整備、看板設置

３．取組の経緯及び内容

当集落は、400年の開墾の歴史を経て上杉謙信も絶賛した七尾市街を一望することができる場所に位置している。この歴史ある素晴らしい棚田を守り続けていくために、交付金を活用しながら集落を守っていく取り組みを決意した。

なお、平成17年度からは交付金を活用しつつ、これまで休耕田を利用して生産した地元大豆による八田味噌（麹は地元のコシヒカリを使用）の生産を、現在の400kgから平成21年度までには600kgまで拡大し、所得向上を図ることとしている。

また、地元の徳田小学校と連携して、子供達による田んぼの学習会（田植、稲刈、餅つき体験）、草刈ボランティアを実施していくほか、「直接生き物と関わることで子供達に命の大切さを知ってもらいたい」との思いから都市農村交流のために棚田等で飼育しているカブトムシ幼虫の越冬管理等を児童に委託する取組を行っている。

その他、当地域に伝わる民話「八田の蛇池」の舞台である蛇池に続く林道の環境整備（草刈、案内板の設置等）を行うことで、地域への住民の関心の高まりを促し、活性化を図ることとしている。

今後は、集落の高齢化・担い手不足等による耕作放棄地の増加が予想されるため、平成17年度に協定を再締結するに当たり設立した「集落座談会」において、耕作放棄地を防止するための話し合いを積極的に行い、集落協定に係る活動母体である「八田営農組合」の体制強化を図り、集落ぐるみで農業生産活動等を行う体制を整備して行きたい。

○農用地等保全マップ
・水路・農道の補修・改良する範囲等

＜子供田植体験学習＞

[平成21年度までの取組目標]

○八田町営農組合の組織強化に伴い

1．地域ぐるみで耕作放棄防止等の強化
2．地元大豆を使った八田味噌の商品開発　400kg（現在）→600kg（目標）
3．棚田を活用した多面的機能の増進（桜の若木の植樹）
4．小学校等との連携した体験学習の実施
　①自然、生き物とのふれあい学習（交流人口　現在100名→目標300名）
　②都市交流活動に使用するｶﾌﾞﾄﾑｼの幼虫管理
5．地域住民との交流拡大
　棚田マップを活用した棚田ウォークの実施、「民話の里　八田」での地域おこし

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○集落ぐるみの環境整備

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県岡崎市（おかざきし）　大山（おおやま）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
3.6ha	米			
交付金額	個人配分			47.6%
60万円	共同取組活動（52.4%）	電気柵・水路・農道等の管理費		38.2%
		役員報酬		8.3%
		会議費		5.9%
協定参加者	農業者 13人			

２．集落マスタープランの概要

従来の景観及び環境を取り戻すべく、集落を流れる河川及び農業用排水路に木炭約８００kgを入れて河川の浄化を図るとともに、水田の法面等にあじさい等の景観作物を植栽し環境美化に努める。

また、将来の農家の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の発生を防ぎ、営農の維持管理のため、ＪＡ等の農業法人に作業委託及び農地利用集積を行う。

活動目標としては、地域住民の意識がひとつにまとまるような集落の実情にあった農業生産体制の確立を図り、鳥獣害対策を実施する。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田3.6ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路1.5㎞、年2回
  清掃、草刈り
  ・道路1.6㎞、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 鳥獣害防止対策（3.6ha）
  （電気柵の保守点検）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  （約0.2ha、年2回）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け
  （あじさい、カキツバタの植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 魚介類・昆虫類の保護
  （ホタル群生地の保護）
  - 共同取組活動
- 水質の浄化
  （河川に木炭を入れて浄化）
  木炭８００kg
  - 共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

当集落は、市の北部に位置し、標高２６０～３５０ｍの山間地で営農している。農業はブロックローテーションにより水稲又は地力増進レンゲの作付けを行い、耕作放棄地の発生を防止するとともに、将来にわたり持続的な農業生産活動の維持を通じて地域ぐるみで取り組むこととした。

なお、高齢化が進み農地の維持管理が困難になることが予想される中、集落での話し合いの場を増やし農作業の効率化に向けた取組みをしなければならない状況に対処すべく、本事業の取組みにより農用地の荒廃を防ぎ集落の河川に木炭を入れて浄化を図る等の活動を地域ぐるみで実施する。

用水路の整備

電気柵の設置

[平成21年度までの取組目標]

○ 周辺林地の草刈り、用排水路の清掃、休耕地の保全管理

○ 鳥獣害防止対策（電気柵の保守点検　3.6ha）

○ 景観作物の植栽（あじさい100本/300m、カキツバタ100株/50m）

○ 魚介類・昆虫類の保護を通じて、ホタル群生地の確保（20年前の景観にもどす）

○ 河川・用排水路等に木炭約800kgを投じた水質浄化

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○農地保全活動の取組み

１．集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府南河内郡太子町　山田（みなみかわちぐんたいしちょう　やまだ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
18ha	水稲・野菜			
交付金額	個人配分		100　%	
302万円	共同取組活動		%	
	（0%）		%	
協定参加者	農業者　85人、			

２．集落マスタープランの概要

本制度が続く限り集落全体で農地保全活動に取り組み耕作放棄地を増加させない。
高齢化の問題はあるが、次世代に受け継いでくれる農業者の確保を図る。
１０年～１５年後も現状以上の耕作・管理の実施を将来像としてかかげる。

【水路・農道等管理を集落全体で取り組む】
水路・農道等の管理を集落全体で取り組む。
多面的機能を増進する。
認定農業者の育成を図る。

【毎年の活動計画】
１年目　　：耕作放棄防止を徹底する。
２～３年目：多面的機能の増進
４～５年目：認定農業者の育成

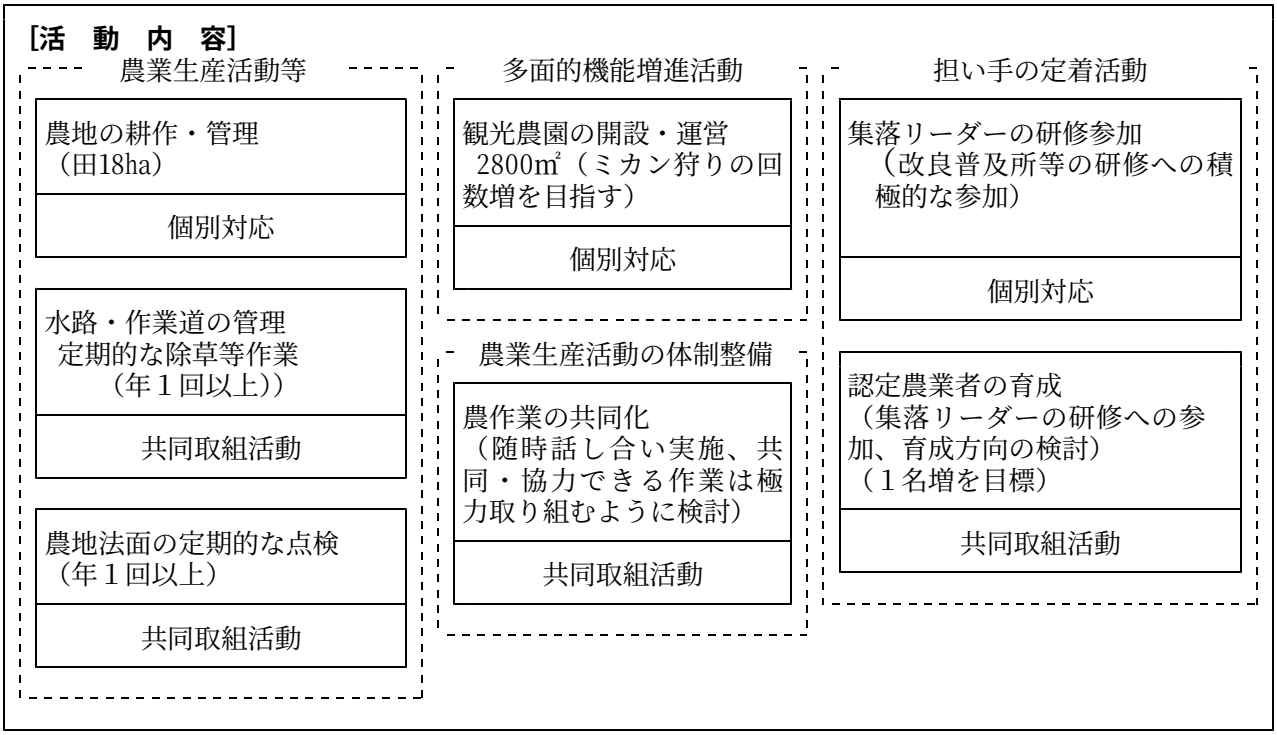

３．取組の経緯及び内容

本集落は直接支払制度が続く限り耕作放棄地を増加させないこと、現状程度の耕作地管理を最低限１０年後も維持することを目標とし、可能ならばより一層の農業の活性化（認定農業者育成、農作業の共同化等）を目指すこととしている。

本制度には平成１３年度から取り組んできており、高齢化が進み後継者が不足する中、集落全体で農地の保全・管理を図ってきた結果、次世代の農業に受け継ぐべき農地を維持していく取り組みについては一定の成果があったと感じている。

今後も集落全体での農業の維持・管理を継続し、多面的機能積極的をより増進させつつ、できれば担い手の育成を達成するため協定を再締結した。

目標としては、

①多面的機能増進活動としては、１０月に観光農園でみかん狩り実施回数を増やす。

②認定農業者の育成を図る。

③集落全体での農地法面等の定期的な点検をこれまで通り行い農地を維持する。

としている。

具体的な数値目標作成には至らなかったものの、１０年、１５年先にも現状以上の耕作地の維持・管理を継続するために、農地の保全・管理を集落全体で取り組み、多面的機能増進活動として１０月に観光農園でみかん狩りを行う。

将来的には認定農業者の育成を図りたい。

観光農園でのミカン狩り

[平成21年度までの取組目標]

○ 多面的機能としての体験農業（みかん園）の回数を少しでも増加させる。

○ 認定農業者の育成を図っていく（できれば１名）

○ 農地を維持管理する体制の維持及び発展。

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○農道拡幅及び舗装と鳥獣害防護柵設置の取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県西牟婁郡上富田町（にしむろぐんかみとんだちょう）　田熊（たくま）			
協定面積	田	畑　（100%）	草地	採草放牧地
3.2ha		梅・みかん		
交付金額	個人配分			0%
29万円	共同取組活動（100%）	役員報酬		10%
		農道等の維持管理（草刈・落石除去等）の取組		7%
		農道拡幅及び舗装と鳥獣害防護柵設置の取組		83%
協定参加者	農業者　5人			

２．集落マスタープランの概要

(1)集落における将来像

１０年後を目標に、生活基盤の安定を目指し農業経営における所得の向上、基幹作物である「梅・みかん」の品質向上と生産拡大のため、農作業の省力化等に取り組む。

(2)集落における現況と将来像を実現するための活動目標

① 農道拡幅及び舗装の取組

集落内の農道の幅員は約２ｍ（最小幅員1.7m）と狭く、かつ路肩も軟弱で未舗装箇所も多いため危険かつ農作業の効率も低下している。

このため、農道を拡幅するとともに、コンクリート舗装を行う。

② 鳥獣害防護柵の設置

近年、鹿、猪による果実や葉の食害により収量の減が顕著となっており、被害を最小限に留めるため、園地の周囲約500mに鳥獣害防護柵を設置する。

(3)　各年度の活動計画

	①農道拡幅及び舗装の取組	②鳥獣害防護柵設置の取組
１年目	集落内の農道拡幅工法の検討	防護柵設置工法と場所の検討
２年目		・防護柵設置　延長500m
３年目～５年目	・農道拡幅　延長　100m ・農道舗装　延長　220m	

［活　動　内　容］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑3.2ha）／個別対応
- 農地法面の定期的な点検（随時）／共同取組活動
- 農道の維持・管理
  - ・農道約1.0㎞、年2回草刈り。必要に応じ、土砂・倒木等の除去
  - ・拡幅及び舗装

  共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約1.0ha、年３回）／個別対応

３．取組の経緯及び内容

(1)協定締結の経緯

本集落は、梅やみかんを中心とした果樹地帯で、運搬等に係る農道の整備が必要なことや鳥獣による果樹被害が多発していることから、集落内で本制度の活用について検討が行われていたが調整がつかず、協定が締結されたのは平成１４年度であった。

本制度への取組は遅れたものの、農道の管理等共同取組活動を２年間行った結果、集落内のまとまり（連携）もでき、新対策実施に対する取組の意識が高まってきた。

新対策では、少人数の協定であることから、体制整備単価要件をクリアするには個人の負担が大きいため難しく基礎単価要件での取組となっているが、担い手を中心に集落を良くしていこうという意識を共有しつつ活動に取り組んでいる。

(2)取組内容

・農道の維持管理作業の実施
・農道の拡幅及びコンクリート舗装の実施
・鳥獣害防護柵を設置

①農道管理作業（草刈り）

②農道管理作業（落石除去）

[平成21年度までの取組目標]

○ 梅・みかんを地域農業の中心とし、今後も品質向上と生産拡大、及び農作業の省力化等に取り組み、所得向上と生活基盤の安定を目指す。
・農道の拡幅（延長約100m）とコンクリート舗装（延長約220m）
・鳥獣害防護柵の設置（約500m）

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○集落を基盤とした生産組織による農地保全の取組み

１．集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県紀の川市（きのかわし）　名手上東（なてかみひがし）			
協定面積 20ha	田	畑（100%） 柿・みかん	草地	採草放牧地
交付金額 183万円	個人配分			48%
	共同取組活動 （52%）	水路・農道等の維持管理		33%
		多面的機能増進活動費		19%
協定参加者	農業者　25人			

２．集落マスタープランの概要

（１）集落における将来像

農業従事者の高齢化、後継者不足等今後の農業生産活動は厳しくなる現状を踏まえ、集落全体で農地保全を図り、安定かつ持続的な農業生産活動体制の確立を目標とする。

農業従事者の高齢化、後継者不足については、認定農業者の確保や、新規農業者を集落全体での育成に努める。また、多面的機能増進活動や集落全体での伝統行事への参加を実施することにより、非農家を含めた集落全体の親睦を高める。

（２）５年間の活動目標

１年目に、①耕作放棄防止等の活動、②水路・農道等農業施設の定期的に下草刈りや清掃を行う、③多面的機能増進活動の実施。

２～４年目に、①～③に加え、④高付加価値農業の研修に積極的に参加、⑤新規農業者・認定農業者の育成

５年目に、①～⑤に加え、⑥集落全体での伝統行事への参加を実施

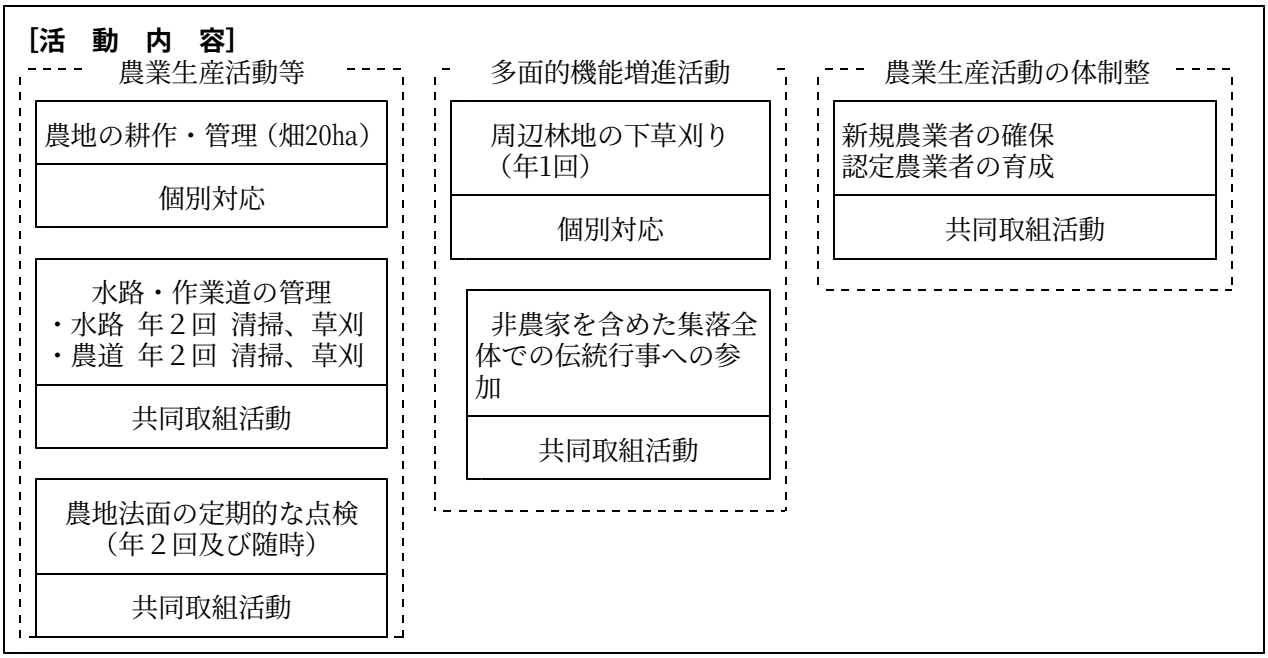

３．取組の経緯及び内容

当集落では、農業従事者の高齢化や後継者不足等から今後の農業生産活動は厳しくなることが予想される。また、不在地主が多く、これらの農地が荒廃している事例が散見される状況である。このままでは、地域の耕作放棄地の増加が懸念されることから協定の締結を行った。

協定締結に当たっての話し合いを重ねる中で、地域の農地を守る方策として将来的には、集落営農組織の設置を念頭に置き、当面は各人で農地管理を行うこととしている。

また、集落住民の集落を愛する気運を高めるため、非農家も含めた伝統行事への参加を促すこととした。

周辺林地保全

農業用水改修

[平成21年度までの取組目標]

○ 多面的機能増進活動や、集落単位での地元伝統行事への参加
○ 新規就農者や認定農業者の確保・育成
○ 営農意欲の活性化

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○集落農業の継続と優良農地の確保

１．集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県田辺市（旧龍神村）　田辺市仮屋（たなべしきゅうりゅうじんむら　たなべしかりや）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
3.4ha	水稲			
交付金額	個人配分			34 %
58万円	共同取組活動（66%）	集落の各担当者の活動に対する経費		7 %
		農用地の維持、管理活動に対する経費		31 %
		鳥獣害防止対策に対する経費		10 %
		水路、農道の維持管理等に対する経費		10 %
		多面的機能を増進する活動に対する経費		6 %
		事務局費		2 %
協定参加者	農業者　14人 、水利組合			

２．集落マスタープランの概要

○将来像

・鳥獣被害が年々増加する中、防止対策に取り組み農業経営の継続を目指す。
　また、自然景観の保持に努める。

○５年間の目標

・鳥獣害常襲地の協定農用地に共同活動で電気柵を４００m設置する。

・休耕田へ共同取組活動で景観作物を２０ａ作付ける。

○毎年のスケジュール

	鳥獣害防止対策	景観作物の作付け
１年目	被害状況調査及び設置箇所選定	植栽場所協議
２～５年目	電気柵設置（100m）【毎年】	景観作物作付け（5ａ）【毎年】

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田3.4ha）／個別対応
- 水路・農道の管理
  ・水路(年2回) 清掃、草刈り
  ・農道(年2回) 草刈り
  ／共同取組活動
- 鳥獣被害防止対策（防護柵、ネット 等の設置）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年2回）／共同取組活動
- 景観作物(レンゲ)の作付け／共同取組活動

その他の活動

- 揚水機整備の検討（適宜話し合い）／共同取組活動
- 農作業の共同化検討（適宜話し合い）／共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

本集落では、棚田での水稲作を中心とした農業経営を行っているが、ほとんどが自給的農家であり、また、小規模な経営にとどまっていることから、高齢化や獣害等による耕作放棄地が増加している状況であった。

このような状況の中、集落のリーダーが中心となり集落の将来について話し合いを重ねた結果、本制度を活用して、集落農業の継続、優良農地の確保、棚田の景観保全を目標に５年間の活動に取組んできた。

取組活動を通じ、集落機能を維持していくためには前対策で取組んできた活動を今後とも継続していくべきとの意識が共有されたことから、活動の輪を広げるため隣接した農用地も一部取り込んだ上で引き続き協定を締結した。

本制度を活用して耕作放棄地の草刈り、休耕田への景観作物の作付けを行い耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、年々増加する獣害（猪、鹿）について協定農用地周囲に電気柵を設置し、優良農地の確保を行うこととしている。

また、農業経営の省力化・効率化により集落農業の継続を図ることとしており、揚水機の整備や農作業の共同化について検討する。

水路等農地周辺の草刈り

景観作物の作付け

［平成21年度までの取組目標］

○ 鳥獣害防止対策として集落の共同取組で電気柵を設置（400m）
○ 景観作物の作付けをはじめ自然景観の保持に努める
○ 協定面積を拡大し農業経営の安定を図る（前回2.9ha、今回3.4ha）
○ 揚水機の整備や農作業の共同化について話し合いを検討

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○身の丈にあった活動で集落の現状維持を

１．集落協定の概要

市町村･協定名	島根県邑智郡美郷町（おおちぐんみさとちょう）　村之郷２（むらのごう２）			
協定面積 14 ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交付金額 189万円	個人配分			40%
	共同取組活動（60%）	集落の各担当の活動に対する経費		5%
		マスタープランの実現に向けた経費		7%
		鳥獣害防止策・道水路の維持等にかかる経費		4%
		農用地維持管理活動に対する経費		26%
		その他（集落内夢おこし実験）		3%
		積み立て		15%
協定参加者	農業者 26人、生産組織 1組織（共同防除組合）、			

２．集落マスタープランの概要

（１）将来像

集落内において農家が点在し、且つ高齢化が進み後継者の確保も望めない地域であることから、日常生活はもとより農業生産活動の維持及び農地の保全に誰もが不安を抱えているのが現状である。

そのため、当面の間は集落内活動を通じた共同防除をはじめとして、導水路の維持管理に努め、現状維持が図られるよう活動の継続に努める。

将来的には、後継者、不在地主の農地、耕作放棄地の復帰、共同防除の維持、良質米の生産等について、集落の問題として話し合いを進め、諸問題に対する対策として遊休農地を活用した作物（餅米）栽培等を行い、独居世帯・集落出身者との交流を図り、問題解決に向けた活動を進める。

（２）活動目標

○集落協定の確認
○耕作放棄地の防止対策
○農業施設(道水路)の管理
○鳥獣被害防止対策
○良質米の生産

（３）活動計画

○通年目標　不在地主の農地の管理、農業施設の管理（草刈り等)、共同防除等
○１年目　集落内の諸問題について話し合い、解決に向けた取組を検討する。
○２年目　鳥獣被害防止柵を設置する。(以降通年)
○３年目以降　農業施設の重点的な点検を行い、必要に応じて修繕を行う。
水稲における田植え時期の統一化を図り、良質米の生産に取り組む。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田１４ha）
- 集落内外の担い手への集積

- 水路・作業道の管理
  ・水路清掃、草刈り
  ・道路草刈り
  ・周辺地の草刈り等
- 共同取組活動

- 農地法面の定期的・重点的な点検・管理
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
- 個別対応

- 鳥獣防止対策
- 共同取組活動

農業生産活動の体制整備

- 鳥獣被害防止対策の必要な位置を定め、防護柵等を設置する。
- 共同取組活動

- 良質米の生産に向けた取組
- 共同取組活動

↕

集落外との連携
　○将来的には、集落内の農家で農作業受委託等ができない場合には、集落外の農業者・団体と連携を図り、農作業受委託・利用権設定を推進する。

３．取組の経緯及び内容

集落内において高齢化が進み、また後継者不足の波が押しよせ、農業生産活動の維持が困難となったことから、まずは現状の活動を維持することに重点を置き、将来的にこれらの諸問題の解決策を模索することを目的とした。

そのための話し合いを活発化させるとともに、水路、農道及び農地法面の管理や防除作業、鳥獣外防止対策を共同取組活動として実施する。

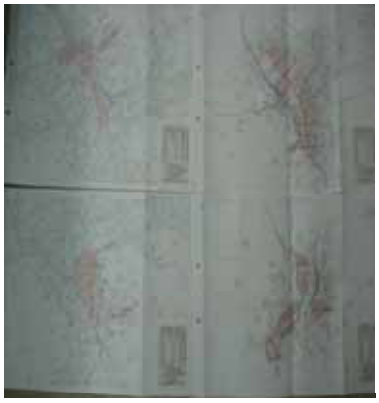

○農用地等保全マップ
（施設管理図）
・鳥獣害防除柵の設置箇所
・耕作放棄地を利用した餅米栽培箇所等を表示した。

[平成21年度までの取組目標]

○ 共同防除の実施及び良質米の生産
○ 不在地主農地・既耕作放棄地の管理
○ 遊休農地の有効活用（集落内外の交流活動）
○ 集落内の諸問題解決に向けた話し合い及び取組み

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○超高齢化集落における取組

１．集落協定の概要

市町村･協定名	島根県江津市桜江町（ごうつしさくらえちょう）　後　山（うしろやま）			
協 定 面 積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
2.1ha	水稲・牧草・たで			
交 付 金 額	個人配分			49 %
36.5万円	共同取組活動（51%）	鳥獣害防護対策経費		27 %
		農道や水路の維持管理費用		21 %
		会議・事務費		3 %
協定参加者	農業者　4人			

２．集落マスタープランの概要

当集落は、協定参加者が少ない上、高齢化も進んでいる。後継者についても、なかなか見当たらないため、現状では集落の維持が当面の目標となっている。個別での営農も今後厳しくなるため、担い手への農地の集約を行い農地の有効利用を図っていく。

山間部で鳥獣被害を防ぐため、協定参加者が協力し、団地の周囲をトタンと電気柵で囲む対策をとっている。集落内に肉用牛の繁殖農家があり、協定農用地内においては堆肥の有効利用を進めたり、牧草の栽培等を行ったりしている。

また、協定外農地ではあるが、耕作放棄地などへの放牧を行っている。

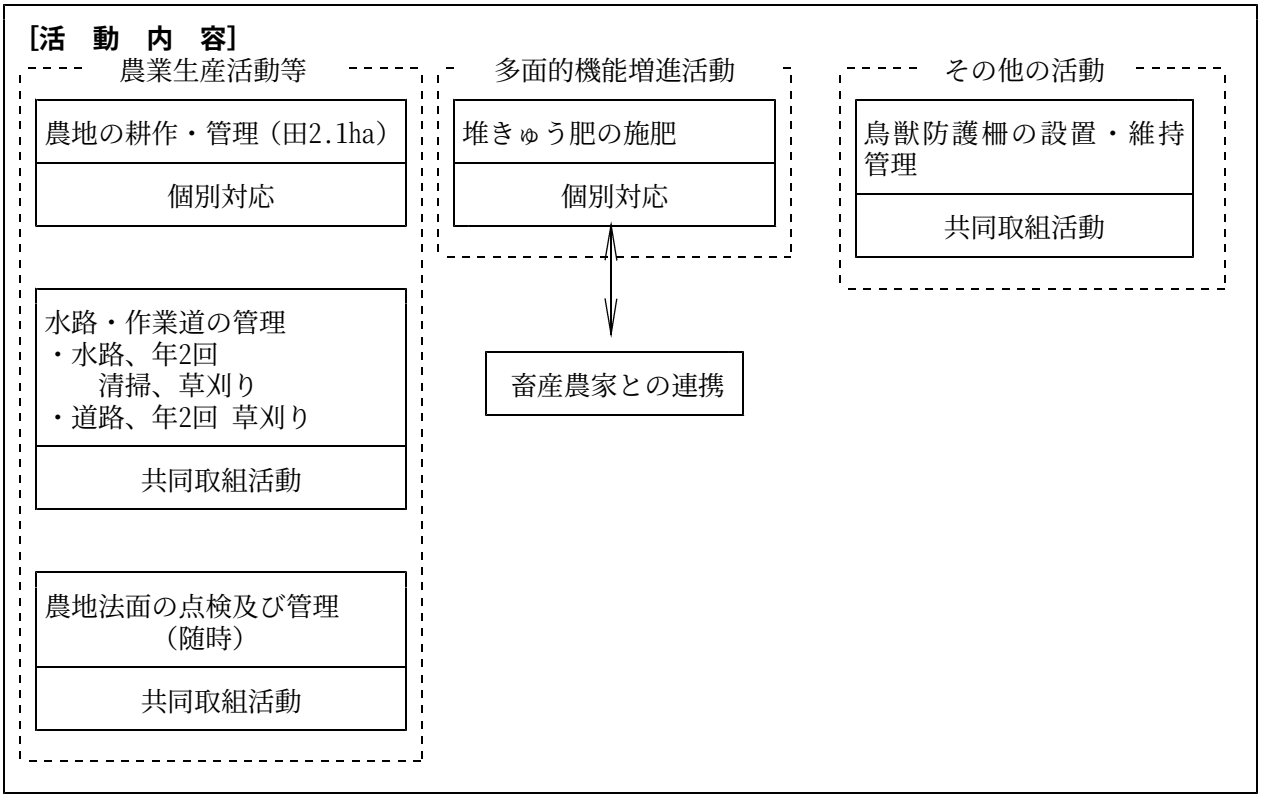

３．取組の経緯及び内容

昭和５６年にほ場整備を行い、農業経営を行ってきた。集落の戸数が少なく、平均年齢が現在６８．５歳と高齢化が進んでおり、山間地にあることから他の集落との連携がとりにくいため、基礎単価での取組を行うことにした。

交付金は個人配分を半分とする一方で、獣被害用トタンと電気柵の補修や水路等の補修の費用に充て、集落の農業の維持に役立っている。また、新たな取組として交付金で材料を購入し、獣被害用トタンと電気柵の収納倉庫を集落参加者で建て、農作業がしやすい環境づくりに取り組んでいる。

堆肥類の散布状況

防護柵の設置状況

[平成21年度までの取組目標]

○ 鳥獣被害を防止し、耕作放棄地の発生を防ぐ
○ 水路等の維持管理を協定参加者で共同作業を行う

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○集落内で農作業ヘルパー制度の確立を目指す

１．集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">岡山県新見市哲西町（にいみしてっせいちょう）　赤谷（あかたに）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
7.4ha</td><td>田（100%）</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額
123万円</td><td colspan="3">個人配分</td><td>50.0%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同取組活動
（50%）</td><td colspan="2">集落の各担当者の活動に対する経費</td><td>6.5%</td></tr>
<tr><td colspan="2">マスタープランを実現するための活動に対する経費</td><td>4.1%</td></tr>
<tr><td colspan="2">草刈等の共同取組活動に要する経費</td><td>28.3%</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>11.1%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　12人</td></tr>
</table>

２．集落マスタープランの概要

（１）将来像

高齢化、担い手不足が進み農業生産活動が困難になってきたため、新対策では集落内の有志による農作業のヘルパー制度を確立し、農用地の荒廃防止に努める。

また、景観作物の栽培を維持拡大し、潤いと安らぎのある景観を維持する。

（２）５年間の目標

・集落内農作業ヘルパー制度の確立

協定参加者による共同作業の実施や、耕作放棄地を発生させないための集落内有志による農作業ヘルパー制度の確立を目指す。

また、必要に応じて農業機械、施設の共同利用を推進する。

・景観作物の作付の推進

長年管理している菖蒲園を引き続き維持しながら、新たな景観作物の作付けを推進する。

・農道・水路等の維持

農道・水路等の点検、補修・改良、草刈り等の維持管理に努める。

（３）各年度毎の活動計画

○１年目：用水路、農道等の維持管理、景観作物の推進
荒廃地の防止のための集落内農作業ヘルパー制度の検討

○２～４年目：用水路、農道等の維持管理、景観作物の作付推進
荒廃地の防止のための集落内農作業ヘルパー制度の推進

○５年目：用水路、農道等の維持管理、景観作物の作付推進、花いっぱい運動の展開
荒廃地の防止のための集落内農作業ヘルパー制度の確立

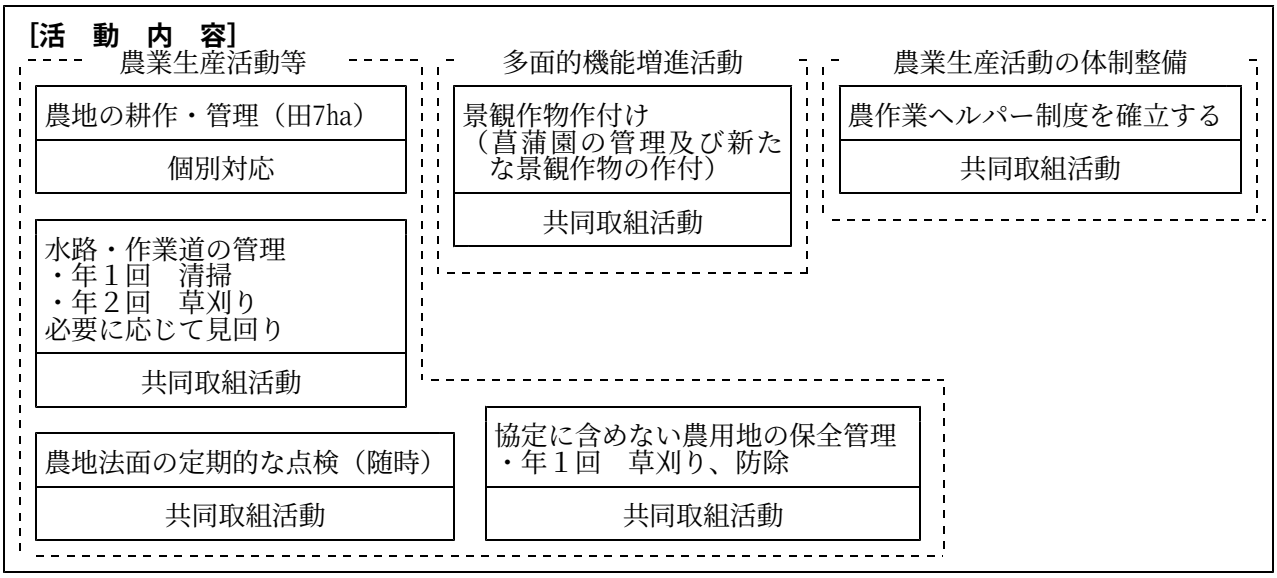

３．取組の経緯及び内容

地域は過疎・高齢化が著しく、鳥獣による農作物への被害も年々増加している。

また、専業農家が年々減少しており、大半が兼業農家となっている。

こうした中で、赤谷集落では、前対策で水路、農道等の共同維持管理活動の実践や、景観作物の作付け等により農地の荒廃防止や多面的機能の増進に努めてきた。

しかし、５年間でさらに高齢化が進み農業生産活動が困難になってきたため、新対策では集落内の有志で農作業ヘルパー制度を確立し、農用地の荒廃防止に努める。

さらに、長年管理している菖蒲園を引き続き維持するとともに、新たな景観作物の導入、集落内の美化に繋がる景観作物の作付を推進する。

【協定参加者による菖蒲園の管理風景】

[平成21年度までの取組目標]

○ 集落内農作業ヘルパー制度の確立

○ 景観作物の作付け及び花いっぱい運動の展開

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○交付金を活用して集落単独で農道舗装！

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県上浮穴郡久万高原町西明神　槙ノ川（かみうけなぐんくまこうげんちょうにしみょうじん　まきのかわ）			
協定面積 12ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	米・ﾄﾏﾄ・野菜			
交付金額 206万円	個人配分			50%
	共同取組活動（50%）	集落内農道の舗装		50%
協定参加者	農業者　12人			

２．集落マスタープランの概要

本集落は久万高原町西明神に位置する農業集落で、基盤整備に取り組んできた結果区画整理された農地において水稲及びトマトの生産が行われている。

本町の協定でも面積の大きな協定であり、参加者は１２名、うち３分の１の４名が認定農業者である。

本協定の将来像としては、従来から本交付金を活用した集落独自の農業生産基盤の整備に力を注いできたが、今後も安定的、また省力化された条件で農業経営が行える体制づくりのため継続して農道の舗装改良の促進に努める。

生産振興に関しては、従来同様の「有機減農薬米」の生産とエコえひめの認証を受けた「夏秋トマト」の生産に努めていく。

また、担い手の確保に向け認定農業者や定年帰農者の確保、定着を目指す。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（12ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路、年2回 清掃、草刈り
  ・道路、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回及び随時）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害対策の実施（電気柵の設置等）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年1回）
  - 共同取組活動
- 環境保全型農業の推進（堆肥の利用・減肥料、減農薬）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 集落独自の農道舗装の実施
  - 共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

本集落は、農用地の基盤整備が進み区画整理された条件の良いほ場がほとんどであるが、農道については未舗装路が多く、農家がほ場へ移動するのに不便であったり、トマトの出荷時に荷痛みが起こるなどの問題を抱えていた。

そこで、協定参加農家の話し合いにより、集落内の農道舗装を単独で実施することが決定された。国、地方とも財政状況が厳しさを増す中、補助事業の採択を待つことは出来ないとの判断から、２分の１の共同取り組み分を農道整備に使用することになった。

舗装については、槙ノ川集落内には複数の路線があることから、年度毎に路線を変えたり、舗装延長を調整することで不公平感が生じないようにしている。

また、舗装に際しては建設会社に請負に出す方法と併せ、農家の労力提供による直営施工も実施し、m単価の低減と労賃受領によるメリットを享受している例も見られる。

◎補助事業に頼らない農道舗装の実施

・集落において、計画的に農道舗装を実施。
・請負施工と直営施工の適切な選択も見られる。

→　*省力化の実現した農用地において*
　　有機減農薬栽培を強力に推進

[平成21年度までの取組目標]
○ 農道の舗装延長の計画的な伸延
○ より良い営農条件を整え、有機減農薬栽培農業を推進。

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○交付金でイノシシＳＴＯＰ

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県伊予郡砥部町（いよぐんとべちょう） 万年５（まんねん）			
協定面積	田（2.5%）	畑（97.5%）	草地	採草放牧地
2.4ha	稲	果樹・野菜		
交付金額	個人配分			50 %
23万円	共同取組活動（50%）	農道管理		10 %
		水路管理		10 %
		有害鳥獣防止機材		30 %
協定参加者	農業者　8人			

２．集落マスタープランの概要

中山間地域等直接支払制度への取り組みを契機にまとまった集落を継続し、交付金を有効的に活用することにより個々の農家の生産意欲を高め、活力ある地域づくりにつなげる。

○１年目　有害鳥獣被害調査を行い、効果的な資機材と設置箇所の点検を行う

○２年目　有害鳥獣から作物を守るための資機材購入を年次的に購入する。
共同作業の機具の購入。

○３年目　有害鳥獣被害の再調査を行い、資機材購入を年次的に購入する。

○４年目　有害鳥獣から作物を守るための資機材購入を年次的に購入する。

○５年目　有害鳥獣被害の再調査を行う。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田0.06ha・畑2.37ha）	個別対応
水路・作業道の管理 ・水路1.2㎞、年2回、清掃、草刈り ・道路1.0㎞、年2回 草刈り	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年２回及び随時）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺の下草刈り （約0.5ha、年2回）	共同取組対応
景観作物作付け （景観作物として花を作付ける。）	共同取組活動

３．取組の経緯及び内容

本集落は急傾斜地で、畑においては果樹・野菜の生産を行い、田においては米や土地利用型作物を栽培している。

しかしながら、担い手の高齢化、減少等により適正な農業生産活動等の維持が困難になり、従来中山間地域の集落が持つ水源かん養や保健休養等の多面的な機能の低下が懸念されている。

中山間地域等直接支払制度の活用により耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保すると共に、適正な農業生産活動の維持と生活環境の改善を図るため、集落協定を継続し、交付金を有効に活用することにより、個々の農家の生産意欲を高め、活力ある地域づくりにつなげる。

電気牧柵機（イノシシから作物を守るため設置する。）

[平成21年度までの取組目標]

1　鳥獣害の防止への取り組みについて
　○ 資機材購入を年次的に行う
　○ 設置場所等の効果等を調査の実施

2　集落協定農地の保全管理等について
　集落で耕作放棄地の防止に努め、有休農地の管理を行い地域の士気を高める

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○イノシシ捕獲の推進

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県西宇和郡伊方町（にしうわぐんいかたちょう）　大佐田（おおさだ）			
協定面積 19ha	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
		清見,ｻﾝﾌﾙｰﾂ,不知火,いよかん		
交付金額 180万円	個人配分			50%
	共同取組活動 （50%）	リーダー育成		11%
		景観作物作付		9%
		農道・水路等の管理　鳥獣害防止対策		20%
		農地維持管理費		10%
協定参加者	農業者　28人			

２．集落マスタープランの概要

当集落のほとんどが農業に従事しているが、高齢化、過疎化が急激に進み、後継者不足が深刻になってきている。このことから、農地の現状維持が最重要点であり、当集落としては、現在の状況を維持するため、住民及び他集落との連携を密にして住みよい集落作りをすることを目的とする。

そこで、集落の将来像を実現するために、農業者の高齢化により今後増大が懸念される耕作放棄地対策として、集落で作業班を結成し優良団地に病害虫被害等の影響を及ぼしかねない箇所を伐採し被害を未然に防ぐとともに、鳥獣害対策も行っていく。

また、周辺隣地の下草刈り、農道の脇・集落の空き地等への季節の花を植栽する等、景観作物の作付を行い、多面的機能の増進も図っていく。

［活動内容］

農業生産活動等
- 農地の耕作・管理（畑19ha）／個別対応
- 耕作放棄地の草刈り防虫対策等の保全管理／共同取組活動
- 水路・農道・赤道の管理（年２回、随時）／共同取組活動

多面的機能増進活動
- 周辺林地の下草刈り／共同取組活動
- 景観作物作付／共同取組活動

その他の活動
- 鳥獣害防止対策（箱ワナ、くくりワナの管理）／共同取組活動

【集落外との連携】
○三崎地域で有害鳥獣連絡会を設立し、イノシシの被害・捕獲状況・捕獲方法の情報交換をし、各集落協定からの負担金、共選補助をもって捕獲補助、運営費に充てる。

３．取組の経緯及び内容

当集落は急傾斜面の樹園地がほとんどの柑橘専作農業地帯である。農業者の高齢化や減少により耕作放棄地の増加が懸念されていたため、将来にわたって持続的な農業生産活動ができるように、共同で農道等の草刈り、耕作放棄地の防止を図るため、集落協定を締結した。

今後は共同取り組みにおいて耕作放棄地を伐採し、イノシシの好む作物（芋等）を栽培し、イノシシの捕獲場所とする又は捕獲用のエサとするよう検討しているが、上記のとおり協定参加者の高齢化が進む当集落においては実践できるか否か今後の課題である。

イノシシの通り道になりそうな場所に箱ワナを設置

耕作放棄地を伐採、伐根し、イモ等を栽培してイノシシの捕獲場所として活用

［平成21年度までの取組目標］

○ 基礎単価での取組のため、新規取組に対しては検討中であるが、農地、農道、水路等の管理をし、５年間現状維持していく。

○ 有害鳥獣連絡会と連携を取りながら、イノシシの駆除対策に取り組む。

＜５年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例＞

○農地を守るためにできること！

１．集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県越智郡上島町　二又（おちぐんかみじまちょう　にまた）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
4ha		柑橘		
交付金額	個人配分			0%
36万円	共同取組活動（100%）	農道水路の管理		20%
		堆きゅう肥の施設		80%
協定参加者	農業者7人			

２．集落マスタープランの概要

二又集落は７名からなる協定で、主に柑橘を栽培している農家で構成されている。協定内の農用地は柑橘畑が殆んどであり、３団地から構成され、耕作面積は約４haである。認定農業者数は１人と少なく、高齢で担い手が不在である。しかしながら今後集落内だけでなく、瀬戸内海の小さな島であるという自然環境や地域の伝統・暮らしを活かし、インターネット販売によるきめの細やかな販売戦略を展開し、都市住民との交流を推進して行く。

保全管理として、農用地法面、排水路、農道等の管理を主な作業とし、多面的機能の発揮に係る取組として、集落内で堆きゅう肥の施肥を行い有機物の投入における園地の土質改善による地力の回復を図る。

[活　動　内　容]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路0.6㎞、年2回
  　清掃、草刈り
  ・道路0.8㎞、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施用
  （４ha・年１回）
  - 個別対応

３．取組の経緯及び内容

本集落協定は、高付加価値の柑橘を生産し、インターネットを通じた販売戦略により、きめの細かい消費者との連携、サービスを実践する。また地域の伝統文化、生活暮らし等の資源と潜在的活力を活用し、都市市民との交流を推進する。

今後、耕作不能となった者の土地については、協定及び関係者が一致協力して協定参加者に農地の集積をし、耕作放棄地の発生を防ぐ。

農地・農用地法面・水路等の見回りを定期的に行ない、農地の保全に努める。また堆きゅう肥の施肥における有機物投入により、園地の地力の回復を図る。

集落協定者による農道・水路の管理風景

堆きゅう肥の施肥状況

［平成21年度までの取組目標］

○ 今後耕作不能となった者の農地については、関係者が一致協力して協定参加者に農地の集積をし、耕作放棄地の発生を防ぐ。

○ 協定内に在する水路・農道等については適宜管理を実施し、補修等が必要と認められる場合においては、速やかに集落で作業を行うものとする。

○ また、多面的機能の確保を図るため、堆きゅう肥の施肥を実施する。現在ミニマム単価を選択し協定を締結しているが、今後、認定農業者の育成及び地域の学校と手を携えた食育教育、観作物の栽培等、目標を明確にし、通常単価へステップアップ出来るよう意欲的に取組んでいく。